

日本技術者教育認定機構の実施する認証評価（専門職大学院）に関する申請内容の変更

新	旧
<p>評価基準の解説（資料7-4）</p> <p>【基準2】</p> <p>【解説】</p> <p>基準2は、学生の受け入れ方法に関するものである。専門職大学院には、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことが求められる。また、専門職大学院では、さまざまな学歴・職歴を経た学生を受け入れることが少なくない。これらの点に鑑みても、入学(編入学・転入学を含む)に関する具体的な方針(アドミッションポリシー)を適切に定め、それに従って学生の受け入れが行なわれていなければならない。</p> <p>基準2(1)は、学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生(原則として学士の学位を持つもの)を入学(編入学・転入学を含む)させるため、アドミッションポリシーを明確にし、それを学内外に公開し、さらに、選抜の方法等に適切に反映していることを求めている。</p>	<p>評価基準の解説（資料7-4）</p> <p>【基準2】</p> <p>【解説】</p> <p>基準2は、学生の受け入れ方法に関するものである。専門職大学院には、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことが求められる。また、専門職大学院では、さまざまな学歴・職歴を経た学生を受け入れることが少なくない。これらの点に鑑みても、入学(編入学・転入学を含む)に関する具体的な方針(アドミッションポリシー)を適切に定め、それに従って学生の受け入れが行なわれていなければならない。</p> <p>基準2(1)は、学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生(原則として学士の学位を持つもの)を入学(編入学・転入学を含む)させるため、アドミッションポリシーを明確にし、それを学内外に公開し、さらに、選抜の方法等に適切に反映していることを求めている。<u>また、学習に必要とされる知識・能力に不足のある学生が在籍していた場合は、その不足分を補うための措置(例えば、入学後の補講等)が講じられ、学習・教育目標達成のための配慮がなされている必要がある。</u></p>

【基準3】**【解説】**

基準3(1)は、学生に学習・教育目標を達成させるためのカリキュラムの設計と開示に関するものである。基準1の解説にも述べたように、学習・教育目標をどの程度の内容・水準とするかは、専攻により決定されることであるが、社会の要請する内容・水準以上でなければならない。学習・教育目標を学生に達成させるために設定するカリキュラムについても同様である。

カリキュラム設計に当たっては、単なる講義の羅列ではなく、基準3(2)にあるように、演習、実習、PBL、インターンシップなどと組合せてモジュール化するなどの工夫により学生が系統的かつ効果的に学習・体験する機会を与えることが望ましい。

カリキュラムには、各科目と学習・教育目標との対応関係が明確に示されていなければならない。これは基準3(2)に指示されている。これにより、各科目の責任範囲を明確化し、学生が身につけたい能力に対応する科目を明示することができる。ただし、学習・教育目標の項目と科目が1対1に対応している必要はなく、例えば、学習・教育目標の1項目に数科目をあてることもできるし、特別講義や演習、プロジェクト等にいくつかの学習・教育目標を対応させることもできる。その際、各学習・教育目標に対応する科目を形式的に記載するのではなく、どのような知識・能力がどの程度身につくかを具体的に分かりやすく説明する必要がある。そのためには、学習・教育目標が十分具体的に設定されている必要がある。実験・実習・インターンシップなどに関しても、対応させる学習・教育目標を明確にし、どのような知識・能力がどの程度身につくかを示す必要がある。

基準3(3)は、科目の授業計画書(シラバス)について定めている。すなわち、カリキュラムの設計に基づいて、各科目のシラバスを作成し、それを当該専攻に関わる学生および教員に開示していることが求め

【基準3】**【解説】**

基準3(1)は、学生に学習・教育目標を達成させるためのカリキュラムの設計と開示に関するものである。基準1の解説にも述べたように、学習・教育目標をどの程度の内容・水準とするかは、専攻により決定されることであるが、社会の要請する内容・水準以上でなければならない。学習・教育目標を学生に達成させるために設定するカリキュラムについても同様である。

カリキュラム設計に当たっては、単なる講義の羅列ではなく、基準3(2)にあるように、演習、実習、PBL、インターンシップなどと組合せてモジュール化するなどの工夫により学生が系統的かつ効果的に学習・体験する機会を与えることが望ましい。

カリキュラムには、各科目と学習・教育目標との対応関係が明確に示されていなければならない。これは基準3(2)に指示されている。これにより、各科目の責任範囲を明確化し、学生が身につけたい能力に対応する科目を明示することができる。ただし、学習・教育目標の項目と科目が1対1に対応している必要はなく、例えば、学習・教育目標の1項目に数科目をあてることもできるし、特別講義や演習、プロジェクト等にいくつかの学習・教育目標を対応させることもできる。その際、各学習・教育目標に対応する科目を形式的に記載するのではなく、どのような知識・能力がどの程度身につくかを具体的に分かりやすく説明する必要がある。そのためには、学習・教育目標が十分具体的に設定されている必要がある。実験・実習・インターンシップなどに関しても、対応させる学習・教育目標を明確にし、どのような知識・能力がどの程度身につくかを示す必要がある。

基準3(3)は、科目の授業計画書(シラバス)について定めている。すなわち、カリキュラムの設計に基づいて、各科目のシラバスを作成し、それを当該専攻に関わる学生および教員に開示していることが求め

られる。当該年度に開講されるすべての授業のシラバスは、原則としてその年度の冒頭に開示される必要がある。また、シラバスに従って実際に教育および成績評価が実施されていることが求められる。なお、シラバスには授業回数および各回の授業内容を明示することが望まれる。

シラバスには、それぞれの科目について、カリキュラムの中での科目の位置づけが分かりやすく記載されていなければならない。また、各科目の教育内容・方法、達成目標、および、成績の評価方法・評価基準が明示されていなければならない。基準2の解説にも述べたように、専門職大学院では様々な学歴・職歴を持つ学生を受け入れているケースが多いため、シラバスには履修要件(当該科目を履修するための前提知識、スキル、前提科目等)が明示されている必要がある。また、学習の内容および成績の評価方法・評価基準は、科目に割り当てられた学習・教育目標を達成できるように設定する必要がある。

教育および成績評価がシラバスに従って実施されていることを示すための根拠資料としては、シラバス、講義資料、成績資料(試験答案、レポート等の成果物)などがあげられる。特に、学習・教育目標達成のボーダーライン上にある成績資料は、専攻における教育の保証レベルを示す上で重要である。成績資料については、すべての受講生のものを保存する必要は必ずしもないが、成績分布状況を提示できるように配慮した上で、妥当な数のサンプルを実地調査の際に提示する必要がある。また、教育システムとしての継続性を確認する観点から、成績資料は直近の2年分を保存することを原則とする。

なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価を行っていることが望ましい。

基準3(4)は、学生自身による学習・教育目標の達成度の点検に関するものである。学生自身にも、学習・教育目標に対する自分自身の達成度を継続的に

られる。当該年度に開講されるすべての授業のシラバスは、原則としてその年度の冒頭に開示される必要がある。また、シラバスに従って実際に教育および成績評価が実施されていることが求められる。なお、シラバスには授業回数および各回の授業内容を明示することが望まれる。

シラバスには、それぞれの科目について、カリキュラムの中での科目の位置づけが分かりやすく記載されていなければならない。また、各科目の教育内容・方法、達成目標、および、成績の評価方法・評価基準が明示されていなければならない。基準2の解説にも述べたように、専門職大学院では様々な学歴・職歴を持つ学生を受け入れているケースが多いため、シラバスには履修要件(当該科目を履修するための前提知識、スキル、前提科目等)が明示されている必要がある。また、学習の内容および成績の評価方法・評価基準は、科目に割り当てられた学習・教育目標を達成できるように設定する必要がある。

教育および成績評価がシラバスに従って実施されていることを示すための根拠資料としては、シラバス、講義資料、成績資料(試験答案、レポート等の成果物)などがあげられる。特に、学習・教育目標達成のボーダーライン上にある成績資料は、専攻における教育の保証レベルを示す上で重要である。成績資料については、すべての受講生のものを保存する必要は必ずしもないが、成績分布状況を提示できるように配慮した上で、妥当な数のサンプルを実地調査の際に提示する必要がある。また、教育システムとしての継続性を確認する観点から、成績資料は直近の2年分を保存することを原則とする。

なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価を行っていることが望ましい。

基準3(4)は、学生自身による学習・教育目標の達成度の点検に関するものである。学生自身にも、学習・教育目標に対する自分自身の達成度を継続的に

点検させることを通じて、自己の長所や欠点を把握させ、履修指導等を通じて学習に反映させることに努めていることが求められる。

また、基準 3(4)は、学生の学習支援システムに関するものである。授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できるシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示し、それに従った活動に努めていることが求められる。学習支援システムの構築・運用にあたっては、個別教員による独自の取り組みも望まれるが、それ以上に、専攻として、すべての授業等に対して一定以上の学習支援を行なう仕組みを学生に提供することが望まれる。

基準 2 の解説でも言及したように、専門職大学院では、さまざまな学歴・職歴を経た学生を受け入れることが少なくない。学生に学習・教育目標を達成させるために、専攻は学生の多様性を考慮した学習支援に努めていることが求められる。

すなわち、学習支援の仕組みは、学生受け入れ方やカリキュラムと適切に連携する必要がある。

基準 3(5)～(10)は、教育方法に関わる法令による定めに基づく評価項目であり、その趣旨を十分理解した上で遵守しなければならない。

点検させることを通じて、自己の長所や欠点を把握させ、履修指導等を通じて学習に反映させることに努めていることが求められる。

また、基準 3(4)は、学生の学習支援システムに関するものである。授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できるシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示し、それに従った活動に努めていることが求められる。学習支援システムの構築・運用にあたっては、個別教員による独自の取り組みも望まれるが、それ以上に、専攻として、すべての授業等に対して一定以上の学習支援を行なう仕組みを学生に提供することが望まれる。

基準 3(5)～(10)は、教育方法に関わる法令による定めに基づく評価項目であり、その趣旨を十分理解した上で遵守しなければならない。